

# エコアクション21 建設業者向けガイドライン2009年版 ～暫定版からの主な変更点～

一般財団法人 持続性推進機構  
エコアクション21中央事務局

1

## 建設業者向けガイドライン2009年版

### 1. 策定の経緯

2007年8月

中央事務局は、建設業者の業種特性を踏まえた、より取り組みやすい、わかりやすいものとして、ガイドライン2004年版準拠の「建設業者向けマニュアル(試行版)」を策定

2011年3月

中央事務局は、環境省ガイドライン2009年版の策定を受けて、「建設業者向けガイドライン暫定版」を策定

2012年1月

環境省は、中央事務局が策定した暫定版について、国土交通省の協力の下、環境省ガイドライン2009年版への準拠性の確認の審議を行い、「エコアクション21建設業者向けガイドライン2009年版」を策定

1

2

## 建設業者向けガイドライン2009年版

### 2. はじめに、序章、第1章、第2章の変更点

- ①「はじめに、序章、第1章、第2章」については、内容の入替、移動はありますが、基本的な内容に変更はありません。
- ②暫定版では「はじめに」に記載していた『ガイドラインの目的』及び『適用事業者等について』の記載は、「序章」に移動となりました。
- ③「序章」では、『業種別ガイドラインの位置付け』、『建設業者と環境経営システム』に関する記述が追加となりました。  
また、『建設業者向けガイドラインの策定の経緯』では、**国土交通省の協力の下、策定したことが明記**されました。
- ④「第2章」では、認証・登録制度に関する記述が簡略化されました。また、建設業者に即した認証・登録に必要な要件が記載されました(次スライド参照)。

3

## 建設業者向けガイドライン2009年版

### 3. 建設業者における認証・登録の要件の追加(第2章)

※暫定版では、「第3章 環境経営システム」において必須事項として定めていた以下の項目について、第2章の認証・登録の要件としても明記されました。

①把握すべき環境負荷として、生コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材、土砂等の主な資源等使用量を把握すること

②本社や支社等の事務所における環境への取組だけでなく、建設現場等も含め、計画・設計、現場での施工、改修、解体工事等において、環境への取組を実施すること

4

## 建設業者向けガイドライン2009年版

### 4. 「第3章 環境経営システム」における変更点

※「第3章 環境経営システム」における、要求事項、推奨事項、及び解説の内容で、暫定版からの大きな変更は以下の通りです。

#### 5. 環境目標及び環境活動計画の策定

- ・暫定版では要求事項であった「規模が比較的大きな建設現場(元請工事金額5,000万円以上が一つの目安)におけるCO2排出予定量の算出とCO2排出量削減に関する環境目標及び環境活動計画の策定」が推奨事項となりました。
- ・「建設工事に用いる資源について、施工方法等を工夫するなど、可能な範囲で削減目標を策定すること」を新たに推奨事項として追加となりました。

5

## 建設業者向けガイドライン2009年版

### 5. 第4章～第6章、別表1及び2における変更点

※ 第4章～第6章、別表1及び2については、暫定版からの大きな変更は基本的にありません。

※その他の変更箇所等については、「エコアクション21建設業者向けガイドライン主な変更箇所対照表(暫定版/2009年版)」を参照してください。

6

## エコアクション21建設業者向けガイドライン

### 主な変更箇所対照表（暫定版／2009年版）

#### 1. タイトル

| 暫定版                                  | 建設ガイドライン 2009年版                 |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| エコアクション21建設業者向けガイドライン<br>2011年版(暫定版) | エコアクション21建設業者向けガイドライン<br>2009年版 |

#### 2. はじめに

| 暫定版  | 建設ガイドライン 2009年版                              |
|--|--|
| ○環境への取組の勧め<br>☆本ガイドラインの目的                              | ○環境への取組の勧め<br>※序章4. 建設業者向けガイドラインの策定の経緯に一部含める |
| ☆建設業者向けガイドラインの適用<br>☆産業廃棄物の処理業の許可を有し、その活動実態がある建設業者について | ※序章2. 建設業者向けガイドラインの適用事業者の一部含める               |

#### 3. 序章

| 暫定版                           | 建設ガイドライン 2009年版   |
|-------------------------------|---|
| 序章 <u>エコアクション21の改訂にあたって</u>   | 序章 <u>建設業者向けガイドラインについて</u>                                  |
| (新設)                          | 1. 業種別ガイドラインの位置付け   |
| (新設)                          | 2. 建設業者向けガイドラインの適用事業者<br>☆産業廃棄物の処理業の許可を有し、その活動実態がある建設業者について |
| (新設)                          | 3. 建設業者と環境経営システムについて  |
| 1. エコアクション21ガイドライン策定の経緯       | 4. 建設業者向けガイドラインの策定の経緯                                       |
| 2. エコアクション21の環境政策上の位置付け       | (削除)  |
| 3. 環境省ガイドライン 2009年版改訂の方向性     | (削除)  |
| 4. 環境省ガイドライン 2009年版の主な改訂のポイント | 5. 建設業者向けガイドラインの主な改訂のポイント                                   |

#### 4. 第1章

| 暫定版  | 建設ガイドライン 2009 年版              |
|--|-------------------------------|
| 第1章 エコアクション21 <b>建設業向け</b> ガイドライン<br>2011年版の概要 | 第1章 エコアクション21ガイドライン 2009年版の概要 |
| 1. エコアクション21とは                                 | 1. エコアクション21とは                |
| 2. エコアクション21の特徴                                | 2. エコアクション21の特徴               |
| 3. エコアクション21の構成                                | 3. エコアクション21の構成               |
| 4. エコアクション21の取組フロー                             | 4. エコアクション21の取組フロー            |

#### 5. 第2章

| 暫定版                      | 建設ガイドライン 2009 年版   |
|--------------------------|--|
| 第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要 | 第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要   |
| 1. エコアクション21の認証・登録制度の目的  | 1. エコアクション21の認証・登録制度の目的<br>※2009年版(改訂版)の記述に変更  |
| 2. エコアクション21の認証・登録制度の運営  | (削除)   |
| 3. 認証・登録することのメリット        | (削除)   |
| 4. 認証・登録の基本的要件<br>(追記)   | 2. 認証・登録の基本的要件<br>建設業者においては、基本的な取組に加えて、次の要件を満たすことが求められます。<br>①把握すべき環境負荷として、生コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材、土砂等の主な資源等使用量は把握すること<br>②本社や支社等の事務所における環境への取組だけでなく、建設現場等も含め、計画・設計、現場での施工、改修、解体工事等において、環境への取組を実施すること |
| 5. 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き  | (削除)   |
| 6. 認証・登録の手順              | 3. 認証・登録の手順  |

## 6. 第3章

| 暫定版  | 建設ガイドライン 2009 年版   |
|--|--|
| <b>第3章 環境経営システム</b>  | <b>第3章 環境経営システム</b>  |
| <p><b>4. 環境関連法規等の取りまとめ</b><br/>[解説]</p>  | <p><b>4. 環境関連法規等の取りまとめ</b><br/>[解説]<br/>※◆建設業において、関係する主な環境関連法規等に「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を追記</p>   |
| <p><b>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</b><br/>[解説]<br/>規模が比較的大きな建設現場を<b>対象にした要求事項</b><br/>・<b>該当する建設現場における</b>二酸化炭素排出予定量を算出し、二酸化炭素排出量削減に関する環境目標及び環境活動計画を策定<b>します。</b></p> <p>[推奨事項]<br/><b>(追記)</b></p> | <p><b>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</b><br/>[解説]</p> <p>[推奨事項]<br/>・建設工事に用いる資源について、施工方法等を工夫するなど、可能な範囲で削減目標を策定する<br/>・規模が比較的大きな建設現場<b>では、</b>二酸化炭素排出予定量を算出し、二酸化炭素排出量削減に関する環境目標及び環境活動計画を策定<b>する</b></p> |
| <p><b>9. 実施及び運用</b><br/>[推奨事項]<br/>・<b>下請等の</b>協力会社、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する</p>  | <p><b>9. 実施及び運用</b><br/>[推奨事項]<br/>・協力会社、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する</p>   |

## 7. 第4章

特になし

## 8. 第5章

特になし

## 9. 第6章

特になし

## 10. 別表1

| 暫定版                  | 建設ガイドライン 2009 年版   |
|----------------------|--|
| 別表1 環境への負荷の自己チェックシート | <p>別表1 環境への負荷の自己チェックシート</p> <p>※排出係数及び単位発熱量は、ガイドライン 2009 年版(改訂版)に合わせた</p> <p>※1-2. 建設現場等の概要及び件数の脚注の規模が比較的大きな建設現場(元請工事金額 5,000 万円以上が一つの目安)の二酸化炭素の排出予想量の記入に関する記述については、「できる限り」を追記</p> <p>※3. 指標毎の取りまとめ ②廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量における一般廃棄物(事務所系ごみ等)の内訳で「その他の不燃ごみ」を削除</p> |

## 11. 別表2

特になし

## 12. 参考

| 暫定版                                    | 建設ガイドライン 2009 年版 |
|--|------------------|
| 参考3 国土交通施策のこれからの方向性(重点施策)(平成 22 年 8 月) | (削除)             |